

東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(室長等の選任)</p> <p>第6条 室長及び室長代理の<u>選任</u>は、本学の教授、准教授及び講師の中から、主任者及び主任者代理は、本学の常勤の職員で放射線取扱主任者免状を有する者の中から、第8条に定める農学部及び工学部の放射線研究室運営委員会<u>の意見を聴いて、学長が命ずる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(室長等の選任)</p> <p>第6条 室長及び室長代理の<u>選考</u>は、本学の教授、准教授及び講師の中から、主任者及び主任者代理<u>の選考</u>は、本学の常勤の職員で放射線取扱主任者免状を有する者の中から、第8条に定める農学部及び工学部の放射線研究室運営委員会<u>が行う。</u></p> <p><u>2 室長及び室長代理並びに主任者及び主任者代理は、学長が任命する。</u></p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日放規則第1号)  
この規則は、令和4年1月31日から施行する。